（14）身体的理由に配慮した指定校変更

1　指定校変更の許可理由等

(1) 許可内容

本市町村においては、数年前に複数の市町村で合併を行ったが、合併以前に、旧ａ村と旧ｂ町の間で教育事務委任があり、旧ａ村に住所を有する生徒は、旧ｂ町のＢ中学校に就学することとなっていた。このことは、合併後も引き続き継続している。しかし、合併後、旧ａ村（現在のＡ地区）からは、Ｂ中学校よりも近い位置に旧ｃ町のＣ中学校が存在することとなった。

今回の事例は、Ａ地区に住所を有し、Ｂ中学校に就学する予定であった生徒が、身体的理由により、自宅からの通学の利便性がよいＣ中学校への就学指定校変更を希望した件について認めたものである。

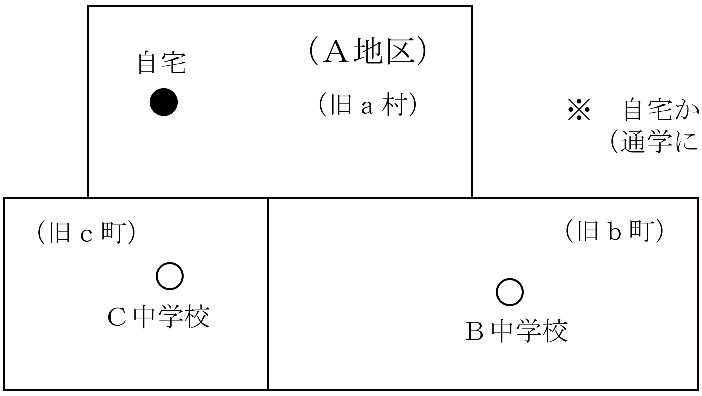

※　自宅からＢ中学校までは約３０㎞
（通学にはスクールバスを使用）

(2) 許可理由

当該生徒は、アトピー性皮膚炎や気管支喘息の持病があり、夜も眠れないことがあるため、全身倦怠感や疲労感、食欲減退などがあるとの申出があった。また、それに加え、食物アレルギーのため、給食献立表を事前にチェックし、アレルギー原因物質を含む献立である場合には、家庭で弁当を用意して学校へ届けるなど、家庭の協力が不可欠な状況であった。このため、Ｂ中学校への遠距離通学は困難であるとして、より近距離にあるＣ中学校への通学を希望するものであった。

これに対して、当市町村で定めている就学校の変更の取扱いにおいて、「教育委員会は就学指定校の変更申請があった場合はその内容を審査し、許可の理由に該当すると認めるときは、速やかに、申請者に対して就学指定校変更通知により通知するものとする。」と定められている。今回のケースは、「身体上の理由により、指定された学校への通学が困難または不都合な場合」に該当するものであり、これを適用して指定学校の変更を許可した。

２　指定校変更を許可した事情及び経緯

変更申請の提出を受け、教育委員会事務局職員が申請を行った保護者と面談し、申請理由の確認を行った。症状・食物アレルギー等については、申請書に記載されていることに相違がないことを確認した。

さらに、前述したように、Ａ地区に居住している当該生徒にとって、Ｃ中学校に指定校を変更することで通学距離が短くなり、生徒への通学時の負担が軽減されることも確認した。なお、生徒の通学については、保護者が責任を持って学校へ送迎することを許可のための条件とすることについて保護者の理解を得た。

こうした前提に立ち、最終的に教育委員会で審議の結果、就学校の変更が適当と認められることとなった。

３　手続の流れ

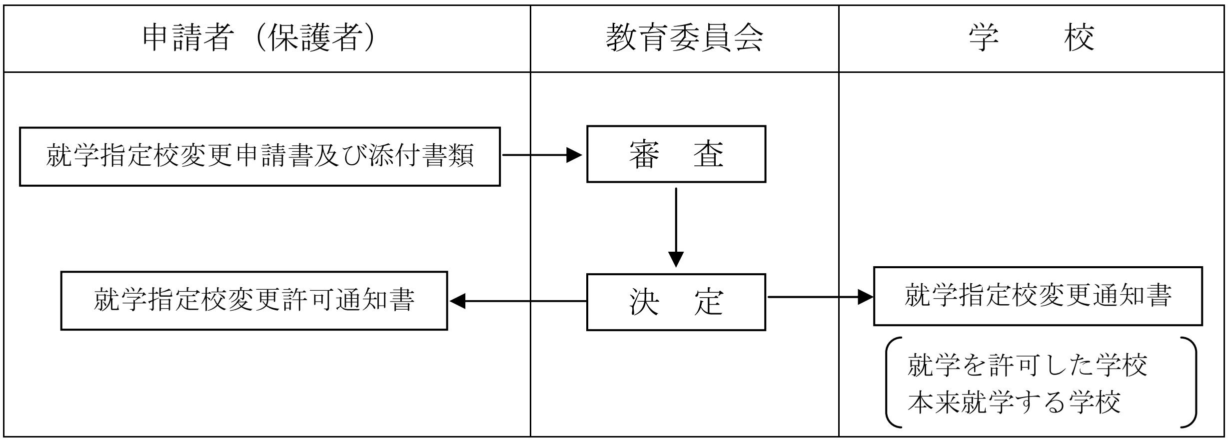

４　審査の基準

本市町村においては、就学校の変更について「教育委員会は、児童生徒が転居、身体的、教育的配慮その他の相当な理由があると認める場合は就学指定校の変更を許可するものとする。」と定めている。

具体的な理由は以下のとおりであり、本事例については、「身体的な理由」に該当するものとして指定校変更を許可した。

なお、指定校変更が可能である理由は、下表に示すとおりであり、表については、当市町村の広報誌に掲載して周知している。

理　由	具　　体　　例	主な添付書類
転居による理由	家を新築するなどで転居が明らかであるため、あらかじめ転居先の区域の学校に通学したい場合	・建築確認申請書、売買契約書等
	学年の途中で町内の他の区域に転居するが、区切りの良い時期（学期）まで現在の学校に通学したい場合	
保護者の勤務等による理由	保護者が共働きで、放課後、祖父母などの家に帰らせたいためその区域の学校に通学したい場合	・保護者の就労証明書、祖父母等からの預かり人承諾書、営業許可証等
	子どもを保護者の勤務先（自営業地を含む）に帰らせたいため、その区域の学校に通学したい場合	

身体的な理由	身体上の理由により、指定された学校への通学が困難又は不都合な場合	・医師の診断書、身体障害者手帳等
教育的配慮による理由	いじめ・不登校の対応等により現在の指定された学校を変更したい場合	・学校長の意見書等
地理的な理由	通学の利便性などにより指定された学校を変更したい場合	
部活動等による理由	子どもが希望している部活動等が指定された学校に無いため、その部活動等がある他の区域の学校に通学したい場合	
その他の理由	その他諸事情からやむを得ないと教育委員会が認めた場合	・教育委員会が必要と認める書類

5　評価等

生徒は、実際に就学したＣ中学校への距離が近距離であり、身体への影響とそれに伴う疲労感も少ないため、元気に学校生活を送っている。また、生徒の健康管理に気を配る必要があるＣ中学校も、Ｂ中学校に較べると家庭との距離がかなり近いため、連絡・情報交換が容易で、家庭訪問も行いやすい。保護者側も同様に、短時間で学校に来ることが出来るため、学校を訪問するための労力が軽減されている。なお、Ｃ中学校のすぐ近くに学校医が在籍している病院があるため、緊急時などは学校医との連携がとりやすく、生徒、保護者、学校の三者ともに安心感を持つことができている。